

前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付要綱

令和5年 4月 1日 伺定め

(目的)

第1条 この要綱は、前橋市消防団員（以下「団員」という。）が、消防、防災業務に必要な準中型自動車免許の取得を促進するため、予算の範囲内において、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大型自動車免許 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第84条第3項の大型自動車免許（以下「大型免許」という。）をいう。
- (2) 中型自動車免許 法第84条第3項の中型自動車免許（以下「中型免許」という。）をいう。
- (3) 準中型自動車免許 法第84条第3項の準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）をいう。
- (4) 普通自動車免許 法第84条第3項の普通自動車免許（以下「普通免許」という。）をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、任命された日から退職する日までにおいて、次の各号のいずれにも該当する団員とする。

- (1) 車両総重量が3.5トン以上の消防車両が配備されている部に所属する団員
- (2) 助成金の交付の申請をする日において、法第84条第1項に規定する運転免許を受けていない団員又は同条第3項に規定する大型免許、中型免許及び準中型免許以外の同条同項に規定する免許を受けている団員
- (3) 本要綱による助成金の交付を受けたことがない団員
- (4) 準中型免許等の取得後、当該免許を活用し、5年以上職務に従事できること。
- (5) 所属する分団の分団長が推薦する団員

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、準中型免許の取得に係る経費で

あって、次に掲げるものとする。

- (1) 法第99条に定める指定自動車教習所（以下「教習所」という。）の入所に要する経費
- (2) 自動車の運転に関する技能及び知識の教習（正規の教習時間に係るものに限る。）に要する経費
- (3) 教習所に入所後、最初に受ける修了検定及び卒業検定に要する経費
- (4) 免許証の交付に要する経費

2 前項の費用において、次に掲げる経費は、助成対象経費から除くものとする。

- (1) 教習所が定める教習時間を超えたこと等により発生した補講、再試験等の追加経費
- (2) 助成対象者が普通免許を受けていない場合であって、当該普通免許を受けていれば不要であった経費
- (3) 助成対象者が大型免許又は中型免許を取得する場合で、準中型免許の取得に係る経費に相当する額以外の経費
- (4) 本件助成金以外の他の制度により免許取得費用の助成等を受ける場合における当該助成等の額
(助成金の額)

第5条 助成金の額は、前条第1項各号に掲げる経費の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、10万円を限度とする。

2 助成金の額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 助成金の交付を受けようとする団員は、所属する分団の分団長を経由し、準中型免許等を取得した日から換算して1か月を経過する日又は取得した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 取得した自動車免許に係る教習所の教習費用等の見積書。ただし、普通免許を受けていない団員が準中型免許を取得した場合及び普通免許を受けている団員が大型免許又は中型免許を取得した場合は、当該見積書のほか、普通免許を受けている者の準中型免許の取得に係る経費に相当する教習費用等の見積書
- (2) 免許の取得に要した領収書等の写し
- (3) 取得した免許証の写し

(4) 通帳の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定及び助成金額の確定並びに支払)

第7条 市長は、前条の規定による申請及び報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付の可否の決定及び助成金の額を確定し、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により当該申請及び報告をした団員に通知し、速やかに助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消及び変更並びに助成金返還)

第8条 市長は、前条の通知を受けた団員（以下「助成事業者」という。）が当該通知を受けた事業又は既に助成金の交付を受けた事業について、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付すべき又は交付した助成金の交付決定を取り消し、又は変更することができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 正当な理由がなく、準中型免許等を取得しなかったとき。

(3) 法律に抵触する行為により、助成事業により取得した免許の取得日から5年以内に退団したとき。

(4) 法令に違反したとき。

(5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の取消し又は変更をしたときは、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金取消（変更）通知書（様式第3号）により助成事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により、助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に関する事務は、消防局総務課において処理する。

附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱による助成金の交付は、この要綱の施行の日以後になされた団員の準中型免許等取得について適用する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

前橋市長 山 本 龍 様

提出者 住 所

氏 名

(前橋市消防団第 分団 部)

電話番号

前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付申請書兼実績報告書

前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金の交付を受けたいので、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付要綱第 6 条の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請及び報告します。

また、本助成金の対象となる運転免許取得の日から 5 年以上前橋市消防団員として活動することを誓約します。

記

1 事業完了年月日 年 月 日

2 交付申請額 円

3 振込先

| | | | |
|-------|--|------|--|
| 金融機関名 | | 支店名 | |
| 預金種別 | | 口座番号 | |
| フリガナ | | | |
| 口座名義人 | | | |

※ただし、振込は助成事業者本人名義の口座に限る。

上記のとおり、所属団員が助成金申請することを推薦します。

前橋市消防団 第 分団長

< 添付資料 >

(1) 取得した自動車免許に係る教習所の教習費用等の見積書

※普通免許を受けていない団員が準中型免許を取得した場合及び普通免許を受けている団員が大型免許又は中型免許を取得した場合は、当該見積書のほか、普通免許を受けている者の準中型免許の取得に係る経費に相当する教習費用等の見積書も併せて添付すること。

(2) 準中型免許等の取得に要した領収書等の写し

(3) 取得した免許証の写し

(4) 通帳の写し

様式第2号（第7条関係）

前消総第 号
年 月 日

前橋市消防団

様

前橋市長 山 本 龍

前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請及び実績報告のあった前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金について、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり交付が決定し、金額が確定したので、通知します。

記

確定助成金額 _____ 円

様式第3号（第8条関係）

前消総第 号
年 月 日

前橋市消防団

様

前橋市長 山 本 龍

前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金取消（変更）通知書

年 月 日付け前消総第 号で交付決定した前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金について、下記のとおり助成金の取消（変更）を決定したので、前橋市消防団員準中型自動車免許取得費助成金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

- 1 確定助成金額 _____ 円
- 2 変更後の確定助成金額 _____ 円
- 3 助成金交付済額 _____ 円
- 4 助成金返還額 _____ 円
- 5 返還期限